

に国民の怒りが広がっています。開催中の通常国会では、『政治と金』の集中審議が行われていますが、当の自民党は真相を解明するつもりがなく、岸田首相は不誠実な答弁に終始しています。戦争する国造りより、国民の暮らしをよくする政治を求めて、“金権政治をやめろ”の声を大きく広げましょう。

3、男女の賃金格差是正を進めよう

昨年は女性活躍推進法に基づいて、男女の賃金格差の公表が進みました。公表された企業全体で、規模に関わらず女性の賃金は正規・非正規いずれも男性の 75%しかありませんでした。1001人以上の企業ではすべての労働者で男性の 67%、正規雇用で 73%でした。

企業の規模が大きいほど全ての労働者でも、非正規雇用でも格差が大きいのが現実です。経団連役員企業のうち、女性の賃金が男性の 5割以下の企業では有期雇用労働者全員が女性という企業もあります。雇用形態による差別が賃金格差の大きな要因であることが浮き彫りになっています。大きな利益を上げている大企業の責任が問われます。

公務分野でも格差は深刻です。女性の賃金が男性の 6割台にとどまっている府省は非常勤職員の割合が高く、その 6割から 9割が女性です。地方自治体の非正規職員である会計年度任用職員の 75%は女性。その多くが年収 250 万円以下で働いています。公務労働こそ正規化と男女の均等待遇、雇用の安定化を進めるべきです。

男女の賃金格差解消はそれを正面に据えてこそ是正が進みます。企業に是正計画を作らせ、国が指導・督励する制度を確立し、同一価値労働・同一賃金と均等待遇、間接差別禁止を関連法に明記させましょう。

4、24 春闘 がんばりましょう

春闘は職場の賃金格差を正し、賃上げを勝ち取るとともに、政治を動かす上でも重要です。全労連国民春闘共闘は男女賃金格差是正、非正規労働者・ケア労働者の賃上げ、最低賃金 1500 円など、ジェンダー平等を目指す要求を掲げてい

ます。その実現へ、職場地域で声をあげましょう。

当ニュースと共に、東京地評の作成した『労働組合の力で健康で安心して働き続けられる日本を作ろう』のリーフレットを送付します。あなたの職場でもぜひ活用してください。必要な枚数を事務局までご連絡くだされば、お送りします。

賃上げは要求を提出してこそ実現します。仲間と共にごがんばりましょう。

労働相談より

求人情報と実際の賃金が違う

保育士の Aさんは、仲介業者の広告で賞与が基本給の 3カ月分、747,000 円支給されることを知り B 保育園に転職しました。この事業所は C NPO 法人が運営する保育園の一つです。

Aさんは 20 数年間保育士をしているベテランですが、前の職場の賃金より今回の職場の賃金の方が良いことから転職を決め、昨年 4 月から働き始めました。

そして、一月に出された雇用条件通知書には、賞与は基本給の 3 か月分と明記されていましたが、働き始めて一回目の賞与は支給されず、二回目もかなり少ない額でした。Aさんは約束が違うと思い、総務・人事・労務の担当者に「おかしいのではないか。」と訴えましたが、法人側は動かず、理事長も何も言いません。

Aさんはこんな時は労働組合がいいのかもしれないと考えていたときに、CU東京三多摩の多摩稲城分会の労働相談会があることを知り、昨年末 23 日の相談会に母親と共に参加しました。

その相談で、相談員は職業安定法 5 条や 42 条で求人票や求人広告で賃金・労働条件の明示義務があり、募集段階で明示した条件と異なる条件で労働契約を結ぶときは、契約



締結前に変更する労働条件を書面で明示しなければならない(職業安定法5条の3第3項) ことになっていると伝えました。

また、相談員は変更のことなどは一切聞かされていないというAさんに、雇用条件通知書は労働条件通知書と同じもので、労基法15条に基づき、法人側は守る責務があることも伝えました。

その場では年末に理事長と会うのでその状況を見てからとなりましたが、結果的に何も変わらなかったことから、改めて組合に相談に来ました。

1月の相談では内容の再確認と団体交渉の日程を調整し、C法人に申し入れを行いました。そして、1月末に第1回目の交渉を行い、組合から職安法、労働契約法そして労基法に関して説明を行い、法人側には当初の賃金、労働条件を守る義務があることを主張しました。さらに就業規則が変更され、3回目の支給日が4月にされましたが、それは彼女の退職を前提として変更されたものであり、同意なき不利益変更該当し、労契法に反することも訴えました。

C法人は条件の変更は説明したと発言しましたが、Aさんはそんな話は他の人にも聞いたが誰も知らなかったとの反論をしました。

そして2回目の団体交渉を2月上旬に行い、C法人側は要求額全体を解決金として支払うと回答をし、今回の件は決着しました。

今回の事案のような、求人票や求人広告と実際の賃金が違うという事案は過去にもありましたが、求人票・求人広告では賃金、労働時間など労働条件明示義務が職業安定法5条で義務付けられており、異なる条件で労働契約を結ぼうとする場合は、締結前に変更条件を書面で明示しなければならないことも義務化されています。



しかし、使用者が変更条件を説明し、労働者が押印

をして、労働契約が結ばれた場合は、変更後の労働条件が契約内容となります。十分注意しましょう。



組合員からの投稿

忙中閑あり

—先祖は—



私の生まれは茨城県の県庁所在地、水戸に近い笠間市だが陶芸の地として笠間焼が知られ、市内稲田地域には、みかげ石の採掘場がある。ネット検索すると、採石場は最近「石切り山脈」として紹介されている。採掘跡地はいま撮影のロケ地となっているらしい。

また、近くには「浄土真宗別格本山西念寺」(写真)という古刹がある。親鸞とその妻子が暮らしたらしく親鸞の遺骨の一部も祭られている。私の実家の菩提寺も弟子の唯心(唯心寺)という方が開祖とか。子ども時代はお寺の名しか知らなかったというより関心がなかったのが、最近知って尋ねたが、歴史に思いを馳せる日でもあった。

ついでに言うと、歴史上の事件で桜田門外ノ変(水戸浪士による江戸幕府大老井伊直弼を暗殺した事件)の襲撃者18人の1人が神官であった高祖父だ。年齢も50歳を超えていたとか。「テロリストか革命者か」、ルーツ持つ身としては・・・。

さて、茨城県という魅力度ランク47位と最低の評価らしい。が、掘り起こせば歴史の一旦に触れる地も多く、訪ねてみてはどうかと思う場所も多い。

リタイヤ後にCU東京の活動に参加してきた身ではあるが、年齢とともに心身の衰えが感じられる昨今、若い世代への引継ぎの思いが強くなっている。次世代を担う組合員の皆さんの、一步の踏み出しを大いに期待したい。

宮本 一記

府中市長選で甲田直己氏が大健闘

1月28日投開票が行われた府中市長選に、組合員で、府中労連議長の甲田直己さんが『市政を変える会・府中』から立候補し、得票率31%を獲得する大健闘をしました。



甲田氏は・誰もが大切にされる社会を府中から・お金は市民生活を第一に・隠し事の無い開かれた市役所への改革を掲げ、また基本政策として、学校給食無償化、就労・就学の相談窓口の設置、ジェンダー平等の市政を掲げて選挙戦を闘い、前回の市民派の候補者より2335票伸ばす健闘をしましたが当選には至りませんでした。

市政を変える会・府中は甲田氏と共に掲げた公約の実現とこの間市民から寄せられた声にこたえるため、引き続き頑張る決意だとのコメントを発表しました。

(写真は甲田氏のホームページより転載)

CU 三多摩協議会執行委員会開催のお知らせ

3月10日(日) 午後1時半～3時半

場所 三鷹駅前コミュニティセンター4F

三鷹駅下車南口より徒歩5～6分

執行委員会終了後、

①三鷹駅前で組合の宣伝をします。(60分)

②懇親会を行います。

★執行委員の皆さん 参加してください。

能登半島募金の受付について

<救援募金受付口座>

中央労働金庫池袋支店(店番302)

普通口座 7076894

口座名義 東京災対連

※振込手数料は、各組織でご負担願います。

受け付けたカンパは、全労連・全国災対連と相談のうえ確定し、現地に送金します。



CU 三多摩協議会恒例

お花見交流会のお知らせ

とき 4月7日(日)

午前11時～

場所 都立小金井公園

会費 1000円

アクセス

JR 中央線 武蔵小金井駅より

西武バス小金井公園西口下車

大勢のご参加 お待ちしてま～す！

組合員の皆さん、飲み物、食べ物を作って待っています。手ぶらで来てください。目印はCUののぼり旗です。バス停からすぐのところ陣取っています。



組合共済について

組合共済は、仲間同士の助け合いの仕組みです。組合費2000円の内1000円が充てられています。以下のような給付があります。活用してください。

①入院共済(入院見舞金)

②交通災害共済

③慶弔 結婚・出産祝い金、香典

④組合活動事故見舞金等があります。

申請は本人が直接CU東京へ。

詳しくは支部にご相談ください。

★自転車共済もやっています。

組合員の投稿募集。趣味、旅行記、職場のことなど何でもOK。メール、fax、〒OK